

学校いじめ防止基本方針(令和7年度)

かすみがうら市立霞ヶ浦中学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針 (いじめの定義)

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
(いじめ防止対策推進法第2条参考)

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨としていじめの防止等のための対策を行う。

(いじめ防止対策推進法第1・3条参考)

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法第4条参考)

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(いじめ防止対策推進法第8条参考)

(保護者の責務)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒等がいじめを行うことのないよう、当該生徒等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

(いじめ防止対策推進法第9条参考)

2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

(いじめ防止対策推進法第15条参考)

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、生徒が相談しやすい教職員との関係を構築し、個別面談の機会を持つ。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動や生徒会活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動として、集会等を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

(いじめ防止対策推進法第16条参考)

- ・いじめの未然防止、早期発見のため、在籍する生徒に対して、毎月末に「いじめ発見調査アンケート」を実施するとともに、その他の必要な措置を講ずる。保護者に対しては、教頭等による相談窓口を設置する。
- ・いじめ発見調査アンケート実施後、担任等との教育相談を実施する。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。(スクールカウンセラー等)

③ いじめの防止等の対策のための教職員の資質の向上

(いじめ防止対策推進法第18条参考)

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する研修を推進する。
- ・インターネット上のいじめに関しては、パスワード付きのサイトやSNS等を利用する際の情報モラル教育の理解を深め、教職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(いじめ防止対策推進法第19条参考)

・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、「ケータイ・ネット安全利用教室」等を行う。
・インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
・情報モラル教育に関する職員研修を行い、生徒と保護者への情報モラル教育を実施する。

(2) いじめの防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

(いじめ防止対策推進法第22・23条参考)

・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。
＜構成員＞校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事
養護教諭、スクールカウンセラー等外部構成員、関係担任等
＜活 動＞・アンケート調査並びに教育相談に関すること。
・オンライン相談窓口に関すること。
・いじめ防止に関すること。
・いじめ事案への対応に関すること。
＜開 催＞・定例会を月に1回程度実施し、いじめ事案発生時は緊急開催する。
・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

② いじめへの対処と関係機関等との連携

(いじめ防止対策推進法第17条参考)

・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
・いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、その生徒が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら、必要に応じていじめを行った生徒を一定 期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、かすみがうら市教育委員会及び土浦警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対応

(いじめ防止対策推進法第28条参考)

(別紙フロー図)

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、かすみがうら市教育委員会に速やかに報告する。
- ② かすみがうら市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

(いじめ防止対策推進法第34条参考)

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。